

令和3年度から適用される住民税の変更点

給与所得控除・公的年金控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律で10万円引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げとなりました。

また、これに伴って、扶養親族等の所得金額要件についても見直され、子育てや介護をおこなっている者のために「所得金額調整控除」が新たに創設されました。

基礎控除の改正

- 1) 基礎控除が一律10万円引き上げられます。
- 2) 合計所得額が2,400万円を超える納税義務者については、その額に応じて控除額が減少します。
- 3) 合計所得額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用ができなくなります。

| 合計所得額 | 基礎控除 | |
|--------------------|------|-------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 2,400万円以下 | 43万円 | 33万（所得制限なし） |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 29万円 | |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 15万円 | |
| 2,500万円超 | 適用なし | |

給与所得控除の改正

- 1) 給与所得控除が一律10万円引き下げられます。
- 2) 給与所得控除額の上限が195万円に引き下げられます。
- 3) 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入額が850万円に引き下げとなります。

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 | |
|-----------------------|----------------|----------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 162万円 5,000円以下 | 55万円 | 65万円 |
| 162万円 5,000円超 180万円以下 | 収入金額×40%－10万円 | 収入金額×40% |
| 180万円超 360万円以下 | 収入金額×30%＋8万円 | 収入金額×30%＋18万円 |
| 360万円超 660万円以下 | 収入金額×20%＋44万円 | 収入金額×20%＋54万円 |
| 660万円超 850万円以下 | 収入金額×10%＋110万円 | 収入金額×10%＋120万円 |
| 850万円超 1,000万円以下 | 195万円 | 220万円 |
| 1,000万円超 | | |

※給与等の収入額が660万円未満の場合は、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第5によって計算されます。

公的年金控除の改正

- 1) 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げとなります。
- 2) 公的年金等控除額の上限が 195 万円 5,000 円となります。
- 3) 公的年金等以外の収入の所得額が 1,000 万円超の場合、その所得に応じて公的年金等控除額が段階的に減少します。

| 公的年金等受給者が 65 歳以上の場合 | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|
| 公的年金等の収入金額 (A) | 改正後 | | | 改正前 |
| | 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額 | | | |
| | 1,000 万円以下 | 1,000 万円超 2,000 万円以下 | 2,000 万円超 | 区分なし |
| 330 万円以下 | 110 万円 | 100 万円 | 90 万円 | 120 万円 |
| 330 万円超 410 万円以下 | $(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ |
| 410 万円超 770 万円以下 | $(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ |
| 770 万円超 1,000 万円以下 | $(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ |
| 1,000 万円超 | 195 万円 5 千円 | 185 万円 5 千円 | 175 万円 5 千円 | |

| 公的年金等受給者が 65 歳未満の場合 | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|
| 公的年金等の収入金額 (A) | 改正後 | | | 改正前 |
| | 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額 | | | |
| | 1,000 万円以下 | 1,000 万円超 2,000 万円以下 | 2,000 万円超 | 区分なし |
| 130 万円以下 | 60 万円 | 50 万円 | 40 万円 | 70 万円 |
| 130 万円超 410 万円以下 | $(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ |
| 410 万円超 770 万円以下 | $(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ |
| 770 万円超 1,000 万円以下 | $(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ | $(A) \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ |
| 1,000 万円超 | 195 万円 5 千円 | 185 万円 5 千円 | 175 万円 5 千円 | |

所得金額調整控除の創設

給与所得控除について、上限となる給与収入が 850 万円に引き下げられたため、給与収入が 850 万円超の納税義務者は増税となります。そのため、給与収入 850 万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている者に負担増が生じないよう「所得金額調整控除」が創設されました。

下記の(A)または (B) に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(A) 【給与収入金額が 850 万円を超え次の、ア～ウのいずれかに該当する場合】

(ア)本人が特別障害者に該当する

(イ)年齢が 22 歳以下の扶養親族を有す

(ウ)特別障害者である同一生計配偶者もしくは、扶養親族を有する

《計算式》

(給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

(B) 【給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合】

《計算式》

(給与所得控除後の給与等の金額(上限 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (上限 10 万円)) - 10 万円

※(A)と (B) の両方に該当する場合は、(A)の控除後に (B) の金額を控除します。

調整控除の改正

前年の合計所得が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されなくなります。

扶養親族等の所得金額要件の改正

扶養親族等の所得控除等の合計所得金額の要件が見直されます。

| 要件等 | 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件 | 合計所得金額 48 万円以下 | 合計所得金額 38 万円以下 |
| 配偶者特別控除に係る配偶者の前年の合計所得金額要件 | 合計所得金額 48 万円超 133 万円以下 | 合計所得金額 38 万円超 123 万円以下 |
| 勤労学生控除の前年の合計所得金額要件 | 合計所得金額 78 万円以下 | 合計所得金額 65 万円以下 |
| 非課税措置 (障害者・未成年・寡婦又は寡夫) 前年の合計所得金額要件 | 合計所得金額 135 万円以下 | 合計所得金額 125 万円以下 |
| 寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の前年の総所得金額要件 | 合計所得金額 48 万円以下 | 合計所得金額 38 万円以下 |
| 雑損控除に係る前年の総所得金額等要件 | 合計所得金額 48 万円以下 | 合計所得金額 38 万円以下 |

| | | |
|---------------------------------------|--|---|
| 家内労働者等の事業所得等の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額 | 55万円 | 65万円 |
| 均等割の非課税基準における前年の合計所得金額 | 同一年計配偶者及び扶養親族を有しない場合・・・合計所得金額が28万円+10万円 | 同一年計配偶者及び扶養親族を有しない場合・・・合計所得金額が28万円 |
| | 同一年計配偶者及び扶養親族を有する場合・・・合計所得金額が28万円×(同一年計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+16万8千円 | 同一年計配偶者及び扶養親族を有する場合・・・合計所得金額が28万円×(同一年計配偶者+扶養親族の数+1)+16万8千円 |
| 所得割の非課税基準における前年の合計所得金額 | 同一年計配偶者及び扶養親族を有しない場合・・・合計所得金額が35万円+10万円 | 同一年計配偶者及び扶養親族を有しない場合・・・合計所得金額が35万円 |
| | 同一年計配偶者及び扶養親族を有する場合・・・合計所得金額が35万円×(同一年計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円 | 同一年計配偶者及び扶養親族を有する場合・・・合計所得金額が35万円×(同一年計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円 |

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

- 1) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用します。
 - 2) 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除（26万円）が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦については、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）を設けます。
- ※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票上の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載のある方は対象外となります。

新たな非課税措置の創設

全てのひとり親について、前年の合計所得金額が135万円以下の場合は個人住民税が非課税となります。

※住民票上の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載のある方は対象外となります。